

## **令和7年度**

## **関東高等学校ヨット大会・国際420級 東日本選手権**

### **[NOR 付属文書] サポートチーム規程(STR)**

この規程は、令和7年度関東高等学校選抜ヨット大会・国際420級東日本選手権における支援者及び支援者艇に関する事項を定めている。

以下の規定に違反すると、当該校（チーム）の支援者または選手、あるいはその両方にペナルティーが課される場合がある。レース中でない時間帯に起きた違反については、もっとも時間的に近いレースあるいはすべてのレースに対してペナルティーが課されることがある。

**Organizing Authority (OA)**

**山梨県セーリング連盟 日本420協会 関東高等学校体育連盟**

## 0 支援者艇(サポートボート)を持ち込む際に事前に行わなければならないこと

### 0.1 「船舶届」の提出と「航行届出済証」(ステッカー)の表示

支援者艇を持ち込む場合、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例及び同条例施行規則により、「航行届」の事前提出と「航行届出済証」(ステッカー)の表示(動力船への貼付)が義務付けられている。

「船舶届」は当該年度に、富士五湖に初めて乗入れようとする日の2週間前の日までに提出が必要である。

「船舶届」のあった動力船には、「船舶届出済証」(ステッカー)が交付されるとともに、その表示(動力船の見やすい位置への貼付)が義務付けられている。

「船舶届」の提出先及び問い合わせ先

[山中湖村役場 山中湖村役場山中湖で船舶\(動力船\)を利用される方へご案内](#)

| 提出先     | 所在地                           | 電話番号         |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 山中湖村観光課 | 〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1 | 0555-62-9977 |

0.2 村内ボート業者からボートをチャーターして、支援者艇として航行しても差し支えない。主催団体は、ボート業者の斡旋は行っていない。山中湖でチャーターしたボートを支援者艇として航行する場合、「航行届出済証」「船舶検査済票」番号の届け出は不要である。

0.3 支援者艇は、各学校(チーム)1艇までとする。

0.4 大会前申告

本大会において支援者艇(持込み、チャーターとも)を運行しようとする学校は、参加申し込みと同時に、この規程に添付されている「支援者艇運行届」を提出すること。

0.5 無線使用料の支払い

支援者艇を航行する場合には、無線機使用料として一日当たり1,500円をOAに支払わなければならない。無線機使用料は、会場到着受付時に全日程分(3,000円)を一括して支払うこと。なお、一旦払い込んだ無線機使用料は、レースが行われなくなった場合や支援者艇を出航しなくなったとしても原則として返金しない。また、無線機を水没、破損、紛失、故障させた場合には、OAの裁定に従い請求に応じなければならない。

## 1 総則

1.1 このサポートチーム規程(以下「STR」という。)は、支援者が大会の会場内(陸上及び水上)にいる間常時適用される。

1.2 STRは、本大会レース公示(以下「NoR」という。)に規定された大会の期日の間適用される。

1.3 STRにおいては、次の定義が適用される。

1.3.1 “支援者(サポートパーソン)”とは、RRS定義にて定められた人物をいう。

- 1.3.2 “サポートチーム”とは、各競技者に関連している支援者の集団をいう。
- 1.3.3 “支援者艇（サポートボート）”とは、サポートチームの管理又は監督下にある船舶をいう。
- 1.4 主催団体は、いつでも支援者艇が STR に従っているかを確認するために検査を行うことがある。支援者艇の責任者は検査に協力しなければならない。
- 1.5 主催団体は、いつでも STR を変更することがある。変更は公式掲示板に掲示される。
- 1.6 主催団体は、その裁量で、適切でないと考える支援者艇の登録を取り消すことがある。
- 1.7 全ての支援者艇は、STR 0「事前に行わなければならないこと」を完了したうえで、11月1日 午前9時30分から11月2日 午前8時30分までに、山中湖村ヨットハーバー艇庫に設置されるレースオフィスにて支援者艇受付登録にて登録し、識別旗の貸与を受けなければならない。貸与された識別旗は、最終的に11月3日の15時までにレースオフィスにて返却しなければならない。
- 1.8 各支援者艇はインシデントを補償する有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。
- 1.9 支援者艇のドライバーは登録されたサポートチームのメンバーでなければならない。
- 1.10 OAが用意した無線機を、支援者艇の責任者は出艇申告から帰着申告まで、通信可能な状態で無線機を保持しなければならない。なお、無線機は山中湖村ヨットハーバー艇庫支援者艇出艇申告場所にて貸与される。無線機は充電のために、毎日最終帰港後レースオフィスに返却しなければならない。
- 1.10 支援者艇は、水上では常時、主催団体から貸与された識別旗を水面より 1.5m 以上の高さで支援者艇に掲揚しなければならない。

## 2 搬入および停泊

- 2.1 支援者艇は、艇を水面に浮かべる際は指定された斜路／区域を使用すること。支援者艇を浮かべたら、トレーラーは直ちにトレーラー置き場又は OA に指示された場所に移動すること。
- 2.2 登録された支援者艇のみが大会会場に入ることを許される。
- 2.3 使用している場合を除き、支援者艇は OA により割り当てられたエリアに適切に係留するものとする。
- 2.4 持込支援者艇は、大会期間前後、大会期間中は、日中の一時的な係留を除き、夜間は上架して陸上保管とすること。栈橋等への係留はできない。支援艇陸置場は、受付時に OA から指示を受けること。特に、ハーバー西側の栈橋は、営業用民間栈橋ですので、絶対に係留しないこと。

## 3 安全

- 3.1 支援者艇は、法定備品に加えて以下を艇に積み込んでいなければならない。
  - 3.1.1 OA から貸与された識別旗
  - 3.1.2 OA が用意した無線機
  - 3.1.3 レース水面の深さに対応する適切なアンカー及び索具（ロープ等）
  - 3.1.4 曳航用ロープ（長さ 15 メートル以上で直径 10 ミリメートル以上、2 本）
  - 3.1.5 競技者確保済を識別するための OA が用意するカラーリボン
- 3.2 エンジンを使用しギアが入っている時は、常時キルコードをしっかりとドライバー

- に取り付けていなければならない。
- 3.3 乗員はレスキュー活動ができる体制でなければならない、また艇の定められた最大搭載人員制限の 1/2 を超えてはならない。
  - 3.4 支援者艇の登録されたドライバーを含む支援者は、レースオフィシャルズの権限にて与えられた指示に従わなければならない。これには要請された場合の救助作業を含む。
  - 3.5 支援者艇のその当日のドライバーは、山中湖村ヨットハーバー艇庫前にある出艇・帰着申告所で出艇・帰着申告をしなければならない。また、当日の乗員全ての名前を出艇申告書に記載しなければならない。
  - 3.6 OA から貸与される無線機は、出艇申告時に受け取り、帰着申告時に返却しなければならない。
  - 3.7 支援者艇は、競技者同様に SI 5.2 (D 旗コントロール) に従わなければならない。

#### 4 支援者艇の待機エリア及び制限エリア

- 4.1 支援者艇の待機エリアを Addendum A に示し、制限エリアを Addendum B に示す。
- 4.2 支援者艇は最初にスタートする種目の準備信号から一連のレースの最後にスタートする種目のスタート信号までの間、待機エリアのコース・サイドではない側にいなければならない。
- 4.3 支援者艇は最初にスタートする種目の準備信号からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、または レース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで制限エリアに侵入してはならない。但し、危険な状態にある艇または乗員の救助を行う場合やレース委員会またはプロテスト委員会の要請があった場合を除く。
- 4.4 引き続きレースが行われる場合には、支援者艇は引き続き STR 4.2 に従わなければならない。
- 4.5 シグナルボート及び運営船に ピンク色 旗が掲揚された場合、支援者艇は救助のために制限エリアに入ることができる。

#### 5 特別安全規程

- 5.1 レース委員会は、競技者の安全確保のため支援者艇に救助協力を要請する場合、ピンク色旗（音響信号無し）を掲揚する。その場合、支援者艇はレース委員会からの無線による指示に従い、競技者の救助に協力しなければならない。これは RRS 37 を変更している。
- 5.2 STR 1.9 にて OA から貸与された無線機は、常時スイッチを入れた状態で保持し、指定のチャンネルで安全交信のみに用いること。支援者艇は、水上にいる間は、出航時にレース委員会から貸与される無線を常に聴取しなければならない。無線の周波数チャンネルは、レース委員会の指示なく変更してはならない。なお、支援者艇に貸与している無線機の周波数は、両水面のシグナルボート、救助指揮者、救助艇、陸上本部、及びすべての支援者艇が聴取している。通話の際のコールサインは「学校名（チーム名）」とする。
- 5.3 乗員を救助し艇を艇体放棄させる場合、支援者艇はその艇のパウへ STR 3.1.5 に規定されたカラーリボンを取り付けるとともに、救助の状況を経無線にて情報共有する

こと。

- 5.4 ピンク色旗掲揚の有無に関わらず、支援者艇は危険な状態にある艇または乗員を救助しなければならない。

## 6 支援者艇の電子機器

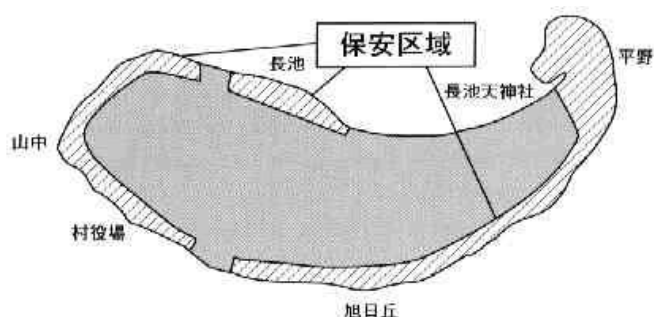
- 6.1 支援者艇及びサポートチームメンバーは、下記の電子機器以外は持ち込み使用してはならない。携帯電話、ビデオカメラ、写真機、風速計、風速計器、電子位置システム (GPS)。
- 6.2 支援者艇及びサポートチームメンバーは、大会期間中を通じて、湖上にドローンを飛行させてはならない。

## 7 支援者艇の責務

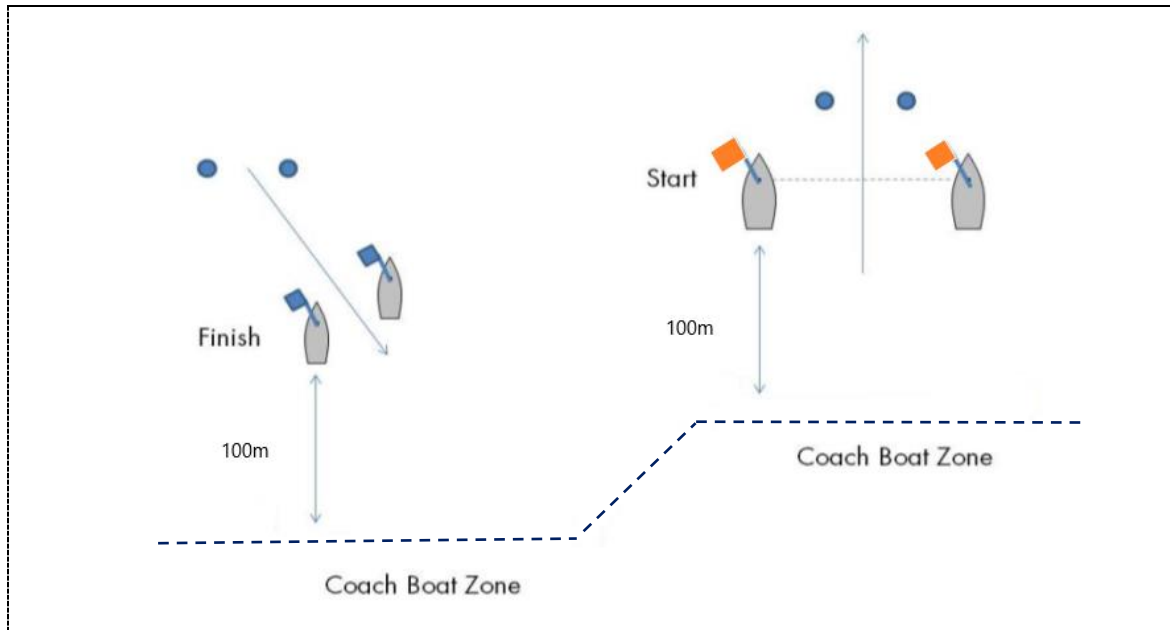
- 7.1 支援者艇及び支援者艇のメンバーは、NOR 及び SI に規定された事項のほか、STR 1.7 の登録と同時に STR が適用されることに同意したものとする。
- 7.2 保安区域内徐行  
富士五湖水安全条例により、山中湖には、オレンジ色の球形ブイ（直径 約 40cm）で標示される「保安区域」がある。ハーバー前は保安区域である。この区域は、遊泳者や手こぎボート等を保護するために指定された区域であり、最大徐行で航行することが求められる。

## 8 その他の参考情報（規定ではない）

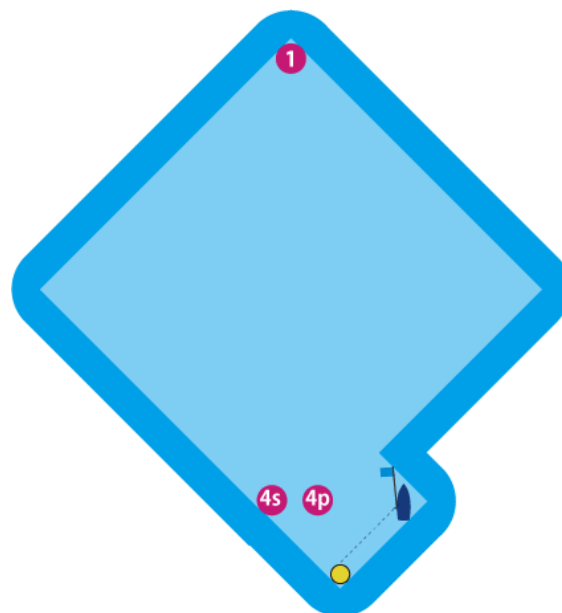
- 8.1 トレーラーまたはトラックから支援艇の上下架には十分に安全に注意を払うこと。
- 8.2 当ハーバーには、クレーン設備はない。
- 8.3 当ハーバーには、給油所及びボートサービス施設はない。
- 8.4 問合先  
山梨県高等学校体育連盟ヨット専門部  
委員長 千葉瞭太郎 電話：0555-22-4161（富士北稜高校）



## STR Addendum A Waiting areas



## STR Addendum B Restricted areas (LR)



(別添：様式)

提出日：令和 年 月 日

令和7年度 関東高等学校ヨット大会・国際420級東日本選手権

支援艇運行届

|                       |                                                                                                                         |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校（チーム）名              |                                                                                                                         |
| 申込者 電話番号              |                                                                                                                         |
| 申込者 メールアドレス           |                                                                                                                         |
| 調達種別<br>(右記のいずれかに レ点) | <input type="checkbox"/> 山中湖外からの持込み<br><input type="checkbox"/> 山中湖でチャーター（業者名： ）<br><input type="checkbox"/> その他（具体的： ） |
| 支援者艇の諸元 全長            | M                                                                                                                       |
| 定員                    | 人                                                                                                                       |
| 「航行届出済証」番号            | (山中湖村から)                                                                                                                |
| 「船舶検査済票」番号            | (船検証から)                                                                                                                 |

「条例」により、「航行届出済証」番号がなければ運行できません。  
(注意) 「航行届出済票」とは、「船舶検査済票」ではありません。  
届出申請中の場合には、山中湖村役場への申請日をご記入ください。  
山中湖でチャーターしたボートの場合、「航行届出済証」「船舶検査済票」番号の記載は不要です。

この届けの提出について  
提出期限：令和7年11月1日（土）（大会開催前日）  
提出方法：メール提出（メール以外の、電話、FAX、口頭での提出は受け付けない）  
提出先：参加申込書と同じ